自家用電気工作物保安管理業務処理要領

この要領は、業務を処理するための大要を示すものであり、本書に記載されていない場合であっても現場の状況に応じ、委託料の範囲内で保安の確保を図らなければならない。

目　的

この業務は、北海道（以下、「道」という。）が設置した自家用電気工作物(以下、「電気工作物」という。)の保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

１　業 務 名

小平ダム発電所保安管理業務

２　業務場所

委託業務を実施する場所は、次のとおりとする。

(1) 小平ダム発電所

(2) 小平ダム管理所

(3) 小平ダム監視所（留萌建設管理部事業課）

３　対象機器

別表１による

４　点検種別及び周期

点検種別	点検周期
月次巡視点検	月 ２ 回
臨時巡視点検	１．事故発生時 ２．事故発生のおそれのあるとき ３．その他、必要に応じ道が指示するとき
定期点検	年 １ 回（８月実施） （なお、高圧機器精密診断及び油脂交換は定期点検の際実施する）
ガス対策設備点検	年 １ 回（７月実施）
電気設備点検	月 １ 回（照明用電気工作物、インクライン、配電盤、インターホン）
電気主任技術者点検	通　　年

５　作業体制

受託者は、委託契約締結後、速やかに作業体制に係る次の事項を記載した書面を提出するものとする。

(1) 作業実施指揮命令系統

(2) 夜間連絡体制

(3) 業務処理責任者及び保安業務担当者の経歴

６　安全管理

・　受託者は、業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

・　受託者は、高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

・　受託者は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。(労働安全衛生規則第342、343条)　又、そのために必要な 防具、保護具を常備しなければならない。

・　受託者は、保護具、防護具を定期的に(6ヶ月以内毎に1回)耐圧試験を実施し、その絶縁性能を維持されていることを確認しなければならない。(労働安全衛生規則351条)又、その記録は道の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。

7　作業の実施

・　受託者は、小平ダム管理用水力発電所保安規定及び機器取扱説明書等に基づいて委託業務を誠実かつ効率的に行うものとする。

・　作業の実施中に重大な不具合や早急に修理を要する箇所のあるときは、道の指示を受けるものとする。

・　作業の実施に必要な軽微な消耗材は受託者の負担とする。

8　実績報告書

受託者は作業終了後、速やかに報告書を作成し道に２部提出するものとする。

9　保安業務に当たっての留意事項

⑴ 自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安の確保にあたっては、次の原則による。

電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）が、保安規程に基づき自ら実施するものとする。

ただし、次のイ及びロに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

イ　設備の特殊性のため、専門知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

ロ　設置場所の特殊性のため電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

⑵ 業務の内容

【発電所保安管理業務内容】

・　１２ヶ月間（月次点検２４回、臨時点検１０回、電気主任技術者業務通年）

・　定期点検　１回

・　ガス定期点検　年１回

・　道の保安規定に基づき実施する受託者の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について道に報告すると共に、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導及び助言を行うものとする。

①　電気工作物の設置又は、変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。

②　電気工作物の維持及び運用を行うための定期的点検、測定及び試験の実施とその基準は道の保安規定の別紙－１（点検・測定試験の細目及び基準）によるものとする。

③　定期点検は例年８月に実施しているが、時期については道と受託者で別途協議とする。

・　緊急時の体制

①　電気事故時等、緊急時の道との連絡体制、受託者の出動体制について明確にし、２時間以内に事業場に技術員が到着出来ること。

②　受託者は、電気工作物事故発生時の応急処置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施を行うものとする。この指導、助言等については関係者に的確な情報を伝えるため書面にて提出すること。

なお、事故発生時の緊急出動は、休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用については、道と受託者で別途協議とする。

③　受託者は、複数施設において大規模災害時等により電気工作物の事故が同時発生した場合においても、保安管理業務を円滑に履行するための適切な措置ができること。

・　小平ダム発電所の異常・故障警報を監視するために、監視所（留萌建設管理部事業課）に遠隔監視装置を受託者の全額負担で設置し、これを維持管理すること。

・　異常・故障警報を２４時間常時監視状態とし発報を受信した場合には道に通知するとともに緊急出動及び応急措置をとるものとする。

・　事故発生時において発電所の運転・停止・故障復帰などの各種操作を行うものとする。又、定常時において発電所の運転・停止操作が必要な場合は、道からの通知により出動し適正に対応措置するものとする。

【電気設備点検内容】

・　毎月1回の月次点検×１２ヶ月(外観目視点検、絶縁測定(必要に応じて))

・　照明用負荷自家用電気工作物　１２ヶ月

・　インクライン電気設備点検　１２ヶ月

・　配電盤点検　１２ヶ月

・　インターホン点検　１２ヶ月

・　監査廊内の可燃性有毒ガス等が発生し、その処理が必要となった場合は別途協議する。

・　電気設備点検結果による不良箇所が発生した場合の、照明器具等の交換については、甲乙別途協議とする。

(3) 立ち入りできない場所

・　電気使用箇所の設備について、業務上の都合その他の理由で、受託者が、その場所に立入出来ない場合の外観点検は、道が受託者より点検方法の指導を受けて実施するものとし、その結果を受託者に通知するものとする。

　なお、その点検結果について受託者が点検を行う必要があると判断したときは、道は受託者の立入について措置する。

別表１

発電所

対　象　機　器	形式又は仕様	数　量	点　検　内　容
屋外キュービクル		２　面	１．外観点検とする。 ２．特殊技術が必要な部分は範囲外とする。 ３．詳細については機器装置取扱説明書等による。
水車		１　台	
発電機		１　台	
発電機しゃ断器盤		１　面	
発電機盤		１　面	
所内電源盤		１　面	
自動制御盤		１　面	

管理所

対　象　機　器	形式又は仕様	数　量	点　検　内　容
高圧盤		２　面	発電所に準する。
低圧盤		２　面	
発電監視操作卓		１　卓	
非常用予備発電装置		１　台	

監視所

対　象　機　器	形式又は仕様	数　量	点　検　内　容
操作卓		１　卓	発電所に準する。

監査廊内

対　象　機　器	形式又は仕様	数　量	点　検　内　容
送・排風機		１　台	発電所に準する。 （動作試験含む）
操作表示盤		１　面	
警報機		３　面	
ガス探知機		９箇所	

電気設備点検

対　象　機　器	形式又は仕様	数　量	点　検　内　容
照明用負荷電気工作物	天端照明、監査廊照明 管理所周辺の外灯 ダム公園園路灯等	２２５台	１．外観点検とする。 ２．外観点検で対象機器の異常・故障等が確認できない場合は、必要に応じて絶縁測定を行うこととする。
インクライン （動力負荷電気工作物）		１台	
配電盤		４面	
インターホン		１０個	